

第4期佐川町健康増進計画・食育推進計画

第3期自殺対策計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

第4期佐川町健康増進計画・食育推進計画・第3期自殺対策計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画及び食育基本法第18条に基づく食育推進計画である佐川町健康増進計画・食育推進計画及び自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画が令和8年度末をもって計画期間を終了することからこれまでの本町の取り組みを評価するとともに、近年の高齢化の進行や生活習慣病の広がり、医療費や介護費の伸び等を踏まえ、今後も効果的な健康づくりを推進するため「第4期健康増進計画・食育推進計画・第3期自殺対策計画」の策定にあたり、業務を円滑に進める事を目的として実施する。

3. 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務の内容

本業務は、「佐川町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」についての評価、見直しを行い、「日本一の健康長寿県構想（第5期）」及び第6次佐川町総合計画等、国・県・本町で作成した関係計画との整合性を保ちながら、「第4期佐川町健康増進計画・食育推進計画・第3期自殺対策計画」を策定するものであり、企画提案、調査結果から計画策定、成果品の編集までの関連業務とする。

(1) 町民意識調査業務

町内在住の住民の中から18～64歳の1,000人を対象に、町民の健康づくり等に対する意識調査を行う。

① アンケート調査票の企画・設計

- ・計画策定の基礎資料とするため、町と協議のうえ、幅広い住民を対象として佐川町の現状や課題を把握できるような調査項目で実施すること。

② 調査票及び封筒の作成（調査票・発送用封筒・返送用封筒の作成）

- ・調査票の印刷製本（16頁以内、単色印刷）及び発送用封筒（角2クラフト）、返送用封筒（長3クラフト）の印刷を行うこと。

③ アンケート調査の準備（封入封緘、調査票の納品作業）

- ・調査票の封入封緘、宛名貼りをを行い、町に納品すること。
※発送・回収に係る費用は委託費用に含まないものとする

※宛名ラベルは受託者が作成をおこなうこと。

(対象者データは町が抽出を行う)

※アンケートの返送先は役場とし、受託者は定期的に来庁してアンケートの回収をおこなうこと。

- ④ 回収済調査票のデータ入力、集計・分析作業(回収率50%想定)
 - ・各調査項目の単純集計表及び属性等のクロス集計を作成すること。また、クロス集計については町の要望に基づき契約期間内であればその都度作成すること。
 - ・自由筆記欄のとりまとめを行うこと。
- ⑤ 調査結果報告書の作成
 - ・報告書は、④で得られた調査分析結果を基にグラフや図式等を用いて、項目別・体系別に取りまとめた報告書を作成すること。

(2) 現状分析業務

分析するにあたっては、町の統計・健康データ等を用いながら、これまでの取り組み実績の評価および国・県の生活習慣病やこころの健康づくり対策等の政策動向などの健康づくりをめぐる環境変化を踏まえ、分析・整理すること。

(3) 計画案(骨子案、計画素案)づくり

(1)の町民意識調査、(2)の現状分析の結果とともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえで、計画の素案のとりまとめを行う。素案の作成については、国・県の動向や関連計画(基本指針を含む)との整合性を図りながら素案の作成を行うこと。

(4) 策定委員会の運営支援

策定委員会は3回程度の実施を予定しており、会議資料作成(原稿)、会議の運営支援、議事録作成を行うこと。議事録の作成も委託業務に含むため、会議には最低2名の出席とする。感染症の発症状況によっては遠隔や書面での開催になる場合があるが、基本的には出席での開催とする。

(5) パブリックコメントの支援

計画素案においてパブリックコメントを実施する際の資料作成、および寄せられた意見について対策案を検討する。

(6) 最終調整・計画のとりまとめ・概要版の作成

計画書及び概要版の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、町民にわかりやすく読み手の興味をひくデザイン・構成に配慮することとする。

(7) 成果品

- ① 町民意識調査結果報告書 簡易製本 30部
- ② 計画書印刷製本 (A4版、1色印刷、表紙レザック、100頁程度、100部)
- ③ 概要版 (フルカラー、8頁程度、6,000部)
- ④ 上記①から③の電子データ (Word 及び PDF ファイル形式) を収録した CD-ROM

5. その他

- (1) 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。
- (2) 佐川町個人情報保護法施行条例に基づき、適正な個人情報の取扱を行うこと。
また、本業務では個人情報を扱うため、ISO/IEC 27001:2022 (ISMS) または JISQ 15001 (プライバシーマーク) を取得しているとともに、3回以上更新履歴があること。(法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。) 個人情報の取扱については、細心の注意を払うとともに、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。
- (3) 業務にあたる担当者は、終始同一の者とし、原則として他市町村で同様の健康増進計画の策定業務に関わった経験を持つ者とする。また、業務の円滑な進行のため、常に当町担当職員と密接な連絡を取り、必要に応じて随時打合せを行うこととする。
- (4) 受託者は、過去3年間(令和5年度～令和7年度)で四国内において健康増進計画の受託実績を3件以上有することを必須とする。
(調査業務は含まないものとする。)
- (5) 本業務は計画策定に係る施策展開も踏まえた実効性の高い計画策定を行うことを想定しており、専門的な知見を持った受託者による支援のもと、業務を遂行することを前提としている。よって、高い専門性を持ち、健康増進全般について提言できる担当者を1名以上配置することとする。本業務の高い専門性を持つ者は、管理栄養士又は保健師の資格を有するものとする。(配置する専門職は提案者に常勤する正社員でそれぞれ1名以上配置すること)
- (6) 本業務に関して収集された情報、成果物の著作権及び著作権は、当町に帰属するものとし、許可なく他に利用、公表又は貸与してはならない。

- (7) 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書等の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方が協議のうえ決定し、誠意を持って対応するものとする。
- (8) 受託業者については、四国内に本社又は事業所を有する事業所とする。